

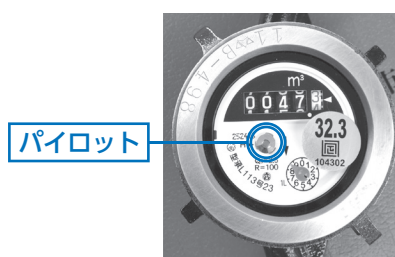
# 11月2日(月)が納期限です

市県民税 第3期  
国民健康保険税 第5期  
介護保険料 第5期  
後期高齢者医療保険料 第4期



●問い合わせ先  
収納課収納担当 ☎(580)1831

# 漏水の早期発見を



水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず、水道メーターを確認してください。

水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使用しないときでも水が出ていたり、家の周りでいつも湿っていたりするところがありませんか。偶数月の検針時に検針員が漏水に気付く場合もありますが、水道を使用している皆さんも注意してください。

●問い合わせ先  
料金施設課給排水設備担当 ☎(580)1928

## 協力をお願いします

### 水道メーターの取り替え 11月5日(木)～30日(月)

水道メーターは、計量法に基づき8年に1度取り替える必要があります。有効期限が近づいているメーターを取り替えるため、委託業者が訪問します。

取り替えを行う世帯には、取替期間が始まる1週間前までに、はがきで通知します。

※取り替え作業中は15分程度水が止まります。作業が終わるまでの間、蛇口は全て閉めてください。

地区	委託業者
◇山田◇雑餉隈町	水研工業(株) ☎(595)7676
◇中◇川久保◇御笠川 ◇曙町◇錦町	(有)西南空調 ☎(504)0819
上大利	(株)山本配管工業所 ☎(581)2136
つつじヶ丘	(有)木本設備工業 ☎(513)3688

●問い合わせ先  
料金施設課給排水設備担当 ☎(580)1928

### 水道メーターの検針 10月20日(火)～26日(月)

◆メーターの上に物を置かないでください。  
◆犬を飼っている人は、この期間はメーターから離れた場所につないでください。

◆検針ができず「検針のお知らせ」が推定水量になっている場合は、メーターの指針を確認して連絡してください。

※推定水量は、平均使用量としていますが、実際の使用量と大きく誤差が出る場合があります。

#### 井戸水を使用している人へ

井戸水の使用を開始・廃止する場合、または井戸水の使用人数に変更がある場合は、連絡してください。

●問い合わせ先  
料金施設課料金担当 ☎(580)1923